

## 大メコン川流域地域 (GMS) における人身取引 \* 高松郷子

### 1. 背景

近年、人身取引は麻薬や武器の取引および組織犯罪の広がりとともに国境を越えた犯罪として注目されている。米国国務省は人身取引の被害者数は世界で年間約 70 万人、これによる収益は 50 億から 70 億ドル (U.S. Department of State, 2002)、取引の 3 分の 1 は東南アジアで発生し大半の被害者が女性と子どもであると推定している (U.S. Department of State, 2003)。

人身取引については、20 世紀初頭からその根絶を目指して多くの国際条約が制定されてきたが、見解や取り扱いは多様であり、統一されていなかった (中川, 2004)。しかし 2000 年に採択された国連国際組織犯罪条約議定書「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引の防止、抑止、及び処罰するための議定書」(パレルモ議定書第 3 条)において、人身取引の定義<sup>1</sup>が定められたことにより、それまで混在していた人身取引についての見方を統一する動きが見え、国際的かつ地域的な協力枠組みの強化や、これまで見過ごされてきた被害者の保護の必要性などについて提唱することが可能になった。この条約は現在 149 カ国で採択され (UNODC, 2006)<sup>2</sup>、以後世界の各地・地域で人身取引根絶のための活動が活性化している。

本文は人身取引のうち、大メコン川流域地域 (GMS: Greater Mekong Sub region) と呼ばれるカンボジア、中国雲南省、タイ、ミャンマー、ベトナム、ラオスを含む地域で起こる人身取引の被害の形態、経済格差や国の状態などから来る要因、地域・国内政策の面から捉え、今後の課題としてどのような動きが可能かについて議論するものである。

### 2. 大メコン川流域地域

大メコン川流域地域では、グローバル化によるインパクトから、経済の地域化と消費の増加による国家間の経済格差、都市と農村部での貧困格差が拡大し、出稼ぎや移住が増えた。そして国境を越えた労働が広がるとともに犯罪が増加し、人身取引も増加した (Caouette, 1998)。さらに政情不安から起こる紛争、少数民族に対する人権侵害や暴力、迫害、そして国籍や機会が与えられないことによる慢性的貧困から国外・国内避難民が生まれ、難民も人身取引に巻き込まれる状況が発生している。そしてさらなる問題として国境管理の不備や法執行制

度の脆弱性、汚職、教育や識字率の低さ、情報の欠如などは人身取引を生み出す要因として状況を悪化させている (Panam et al, 2004)。

GMS における人身取引には様々な動きがある。主として経済力の低い国から高い国へ働き口を求めて取引が行われる傾向が見られるが、その一方で、国境を超えることが容易なため、国境を接する国々の間で人の移動が見られる。以下はそのような動きの中で代表的なものを挙げる。

- 世界の人身取引の 3 分の 1 は女性と子ども（20～22 万 5 千人）であり、東南アジアから取引されている。さらに GMS のセックスワーカーの 30～35% は 12～17 歳の子どもである (UNICEF, 2003)。

- 経済力の高いタイが吸引源となり、周辺国のミャンマー、ラオス、カンボジアから性産業だけでなく、メイド、建設作業、農作業、工場労働、漁業労働などの産業の労働力を確保するために、人身取引が行われている (UN, 2004)。

- 経済的困窮、紛争、食料危機などが背景となり主に少数民族の女性がミャンマーからタイ、中国へ売買春目的やメイドとして人身取引される事象が目立っている (Caouette, 2001)。

- ベトナムでは北部から中国への強制結婚、南部からはカンボジアやタイへ売買春目的の人身取引、さらに台湾へは約 7 万人のベトナム人花嫁が送り出されている (Nguyen, 2003)。

- カンボジアからはタイ、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、台湾、フィリピン、香港へ、偽装結婚、物乞い、農漁業、建設作業、性的搾取目的の人身取引が行われている (Sovankiry et al 2003)。

- ラオスでは経済的困窮からタイへ人身取引されるケースが多いが、一部ではベトナム人と中国人がラオスへ取引されている (U.S. Department of State, 2005)。

- 中国南部では中国人の女性が売買春目的でタイ、マレーシアに人身取引されている。また中国へはベトナム、ロシア、韓国、ミャンマーから売買春、強制結婚、違法養子、強制労働、物乞いの目的で出稼ぎや人身取引が行われている (UNIAP 2005)。

- 出稼ぎ、移民、移住は自発的に行われるが、ほとんどが行った先または途中で犯罪に巻き込まれ、暴力の被害を経験している。実際に何が起きるのかについての情報を事前に入手できない。むしろ部分的には間違った情報や虚偽の誘いに基づいて出稼ぎを決める場合が多い (UNIFEM, 2004)。

GMS は日本にとって重要な地域であり、ODA 投出額も高い。2006 年 12 月 20 日にはタイ・ムクダハン県とラオス・サバナケット県の国境を流れるメコン川に円借款支援で建設された第

2 メコン国際橋（メコン第 2 友好橋）が完成した。この橋の完成によりベトナムからラオス、タイを通過してミャンマーまでの 1450 キロをつなぐ東西経済回廊が陸続きとなり、税関業務と通行管理の簡易化を図った入国管理システムの導入も検討され、地域内での物流や人の流れはさらに活発になると期待されている (Fuji Sankei Business, 2006)。他方、このような開発から起る負の側面として組織犯罪や国境を越えた密輸などの増加、さらには人身取引においても形態が多様・複雑化が予想されている (国際建設技術協会, 2004)。

### 3. 人身取引の形態

前出の定義でも触れたように人身取引とは、搾取を目的とした人身の取引を指す。経済的に困窮している人々や働き口を求める人々に「うまい話」を持ちかけ目的地まで連れて行き、精神的圧力や強制あるいは暴力・脅しを使い隸属させる。搾取形態としては物乞い、工業、農業、漁業、鉱業における労働、メイドなど家内労働による無報酬または非常に低い賃金で長時間従事させられるもの（多くは監禁、軟禁、食事制限がある）、そして売春、偽装・強制結婚の形から女性や子どもを売春目的で取引するもの、子どもを養子や臓器摘出の目的で取引するものなどがある (GAATW, 2000)。近年では、政府やコミュニティーレベルでの啓蒙キャンペーンにより、人身取引の危険に関する情報が少なからず住民に知られるようになっているため、人身取引仲介者（トラッフィッカー）は対象者を低年齢層化させたり、同年齢の知人や親族を使って誘い出すなど、巧妙性を高めている。村レベルの仲介者は女性や、有力者の妻や親戚が多いため、困窮家庭にとっては困っているときに仕事を世話をしてくれる存在として感謝されることも少なくない。しかし被害者にとって見れば人身取引の話は聞いたことがあっても被害が身近に存在し、まさか自分が被害者になるとは思っていない<sup>3</sup>。

仲介者の役割や形態も多様である。はじめに被害者を誘い出す者、国境まで連れて行く者、母親や親戚を演じ、家族で国境を超える形態を装う者、国境の反対側で被害者を受け取る者、そして被害者が逃げないように（暴力や脅しを用い）労働場で管理する者などが、都市と農村の間、または国境を超えて組織的に連携している。これらの連携者たちは逮捕の際に関係が知れないように連絡先を頻繁に変え、定期的に人を変えるなどのように連携を細分化し、匿名化している。男性が仲介となるケースでは、ホテル、レストラン、商店で働く若い女性をターゲットとし、ボーイフレンドとして信用を得たところで女性を外国での「休暇」に誘い目的地へ到着後、女性のパスポートを取り上げ、売春宿の主人に引き渡すケース、そして子どもの場合は教育を受けさせる、親の代わりに養育する立場として引き取るケース（在京米国大使館, 2004）、結婚を装い親元から離した後暴力を使った偽装・強制結婚、売春目的に売るケースが報告されている (Caouette, 1998)。

人身取引は、供給した人々が労働を継続すればコストは人を輸送するのみで低く抑えることが可能であるため、不法入国や薬物の密輸と異なり、一度人身を供給すれば長期にわたり利益が生まれ、輸送コストも容易に回収できる。そして働き口を求める人々は常に存在するので供給には苦労しないことから、人身取引は長期にわたって簡単に利益を上げることができる「パーフェク・ビジネス」と言われている（UNIAP, 2005）。しかし被害者にとっては暴力や低賃金、無報酬、食事制限などから身体・精神に対するダメージ、家族への送金はままならず、利益はほとんど得られないため（現金を持ち帰っても国境管理局の役人により違法に没収されることが多い）、人身取引は“Worst form of migration（最悪な出稼ぎの形）”と言われている（Robertson, 2004）。

以下の表は人身取引における手段・方法と犯罪の内容を整理したものである。これらの被害については前述のパレルモ議定書により批准政府による被害者保護、捜査、訴追、そして国際協力が義務づけられている。

表1 人身取引の手段・方法と犯罪の内容

人身取引の手段・方法	人身取引における犯罪行為
・ 借金による拘束	・ 誘拐
・ 直接・間接売買	・ 旅券偽造、取り上げ
・ 偽装・強制結婚	・ 賄賂
・ 詐欺・欺瞞	・ 暴力
・ 騁迫	・ 性暴力・性的搾取
・ 暴力（またはほのめかし）	・ 児童労働、売買
・ 移動の制限・拘束	・ 権威の乱用（賄賂、圧力、加害者を处罚しない、見逃す）
・ 組織的移送	・ 強制、隸属労働、売買
・ 薬物乱用	・ その他の違法売買・契約
	・ 違法養子、強制・偽造結婚
	・ 臓器摘出または身体の切断

#### 4. 人身取引の被害

人身取引ではどのような人々が被害に遭っているのだろうか。従来の支援活動では、男性が人身取引の被害者となっている点にはあまり焦点が当てられて来ていない。男性の人身取引被害は農作業や漁業、建設作業などの場でおこなわれる劣悪な労働や低賃金・無報酬での強制労働や暴力が主な搾取形態である（UNIAP, 2005）。これまで女性と子どもに焦点が当てられてきたのは女性と子どもがあらゆる形態でのジェンダー差別が要因となり、より劣悪な環境と労働条件に追い込まれやすく、搾取度が高いにもかかわらず、対応が追いついていないからであった（LSCW, 2005）。しかし近年では、男女ともに教育機会が限られ犯罪や人権の知識・情報にアクセスすることが困難な立場にいる者、収入が限られ家族の生活向上のために出稼ぎに出る必要のある者がターゲットとなりやすいことが指摘され、貧困層、低所得層、農村住民、スラム住民、また国籍や居住権のない少数民族、情報の限られた環境にいる出稼ぎ者や難民キャンプ生活者、そして暴力や離婚・家庭の崩壊などで親元から逃げ出した少年・少女などが操作されやすくつけ込まれやすい状態にあり被害者となっていることが指摘され、国際機関などで取り上げられるようになっている（UNIFEM & UNIAP 2001）。今後男性を含めた人身取引被害者サポートの動きはさらに必要性が高まり、強化していくことが予測される。

被害者にとっては保護され出身地に送還されても、社会復帰が非常に困難であるため、再び人身取引されることが多くある。地域においては被害者への差別防止や理解促進のための活動がおこなわれているが、依然として被害者への差別と排他的扱いは根強く存在する。特に被害者が売買春に携わった場合、周囲からの差別は大きい。またいくつかの国では被害者が送還されると政府の更正施設への入所が義務付けられ犯罪者のように扱われるため、故郷に帰ることがより困難となっている。そうした状況から自分だけではなく、家族へ差別が及ぶのを恐れて故郷に帰らないことを自主的に選択する被害者もいる（UNIFEM, 2004）。家族への仕送りを試みるがお金が届かないことも多々あり、たとえ現金を持ち帰ったとしても金額が少ないため、蔑まれ差別的な扱いを受ける被害者が多い（Caouette, 2001）。地域に戻っても仕事がなく、家族の中に居場所がないため、再び人身取引の被害に遭いやすい状況を作ることになる。また新たに被害者を誘い出す仲介者として、さらには海外で「ママさん」として自国から来た年下の女性たちを管理・虐待し搾取を継続させ、被害と犯罪拡大の担い手となる者も多い（女性の人権力マラード, 1998）。コミュニティーにおいて被害者への理解を促し、職を作り出し、斡旋するなど、被害者の社会復帰を促すことは、将来の犯罪の悪循環を防ぐためにも、また後述の犯罪ネットワークの情報を得るという面においても非常に重要である。

人身取引の被害者は取引の過程で受ける暴力や脅しにより精神的にも身体的にも傷つき、多くが犯罪の被害者や生命・身体の危機に直面した人々が体験するPTSD（心的外傷後ストレ

ス障害）を経験している。PTSDは臨床的な症状であり、被害直後から中長期まで身体・精神的だけでなく、社会生活のあらゆる面で影響を及ぼすため、専門家による注意深いケアが必要とされる。被害者の心の傷をそれ以上深くしないよう、特に事件直後に被害者と接する警察官や検察官、弁護士などには注意を促す必要がある。しかし現在おこなわれているケアは被害者の一時的な救援と保護や送還への対応であり、被害者の心のケア、長期的支援、そして法的対応やその後のコミュニティーでのサポートでは多大な遅れが見られる（National Federation of Women's Institutes, 2004, November）。

被害者は加害者と同じコミュニティーで生活していることが多い。法執行機能が低く、加害者の有罪率が低いため、加害者には処罰はなされず、または処罰されても短期間で地域に戻り通常の生活をしている。被害者及びその家族は加害者のみならず親戚、仲間たちからもハラスメントや脅しを受け、自分や家族の安否を気にしながら常に恐怖を体験する状況に置かれ、誰にも相談できず孤立している（Bangkok Post, 2006, February 13）。このため、被害者は加害者につけこまれやすい状況が再生産されている（女性の人権カマード, 1998）。加害者の処罰体系を整備し、被害者と家族への差別を無くし、さらに被害者同士のネットワークを作り被害者が安心して生活できるためのサポートが必要とされている。

本文では、人身取引による個人レベルを超えた社会への影響については扱わないが、人身取引の社会への影響は人口・労働力の流出、組織犯罪の増加、教育機会の不均衡、人権侵害、精神・身体的健康への悪影響、政府機能や能力の低下などから、個人と社会の様々な側面において負の影響をもたらし、最終的には社会・経済の全体において公正な発展が妨げられることが指摘されている（US Department of State, 2005）。

## 5 人身取引の主な要因

### 5-1 国内外への出稼ぎ

GMS の各国では、人口の大半が貧困層であり、土地を所有せず、農村地帯で技術や教育を必要としない単純労働に従事している（ASEAN, 2005）。家族の生計を立てるためには多少の苦労があっても Migration（移民、出稼ぎ）に頼らざるを得ない状態にある。近年経済的に発展している国では首都や国境を超えた都市では日雇い作業などの仕事は見つけることができるため、出稼ぎは身近な話となっており故郷を離れ出稼ぎに行くことへの抵抗感がない。

例えばベトナムでは、1995 年～99 年までの 5 年間に国内で出稼ぎや仕事のために移動をした人は男女合わせて 435 万人以上であった（内 52% が 25 歳以下）。特にホーチミンとハノイ周辺では工業・商業・サービス業（繊維、衣料、靴、食品加工）の重労働作業者として

若い女性が求められ、これが現在でも女性の出稼ぎ者を呼ぶ吸引力となっている。（Nguyen, 2005）しかし出稼ぎをする女性たちの多くは仕事の話を受けたときには仕事の種類や内容、賃金、場所について詳細を知らされることなく、到着後、雇用主から虐待や性暴力を受け、借金を背負わされ長時間・強制労働により搾取される状況が報告されている。このようなケースの中には多くの人身取引の被害が存在する。（D'Cunha 2005a）自分の受けた仕事の話をどこまで本当かを確かめるすべがなく、出稼ぎに出ることへの抵抗感がない、そして人口の大半が単純労働を求めている状況は、人身取引の被害を生み出す温床であると言える。

### 5-2 タイにおけるプルファクター

GMS には各国間に経済成長、賃金、失業率、教育などの格差が存在し、それらが国境を超えた出稼ぎ者を引き付ける要因（プルファクター）となっている（以下の GMS における経済・社会指標比較を参照）。

表2 GMS における社会・経済指標<sup>5</sup>

	一人当たりの最低賃金 <sup>6</sup> GDP	失業率	GDP 成長率	人口 (1000 人)	都市 人口	1 ドル以下 貧困人口	2 ドル以下 貧困人口	識字率 * 就学率 *	第 5 学年
カンボジア	US\$358	US\$45/month	0.8%	7.7%	13,872	19%	34.1%	77.7%	73.6%
タイ	US\$2,537	THB133-169/day (=US\$ 3.37-4.29)	1.5%	5.5%	64,994	31%	<2.0%	32.5%	92.6%
ミャンマー	US\$166	-	-	5.0%	56,003	30%	-	-	89.7%
ベトナム	US\$554	VND290000/ month (=US\$18.2)	5.6%	7.7%	83,156	26%	17.7%	63.7%	90.3%
ラオス	US\$423	Kip93600/month (=US\$9.6)	-	5.5%	5,904	21%	26.3%	73.2%	68.7%
雲南省 <sup>7</sup>	US\$627	-	4%	8.6% <sup>8</sup>	43,331	26%	6.6%	-	84.5%
									87.5% <sup>9</sup>

タイでは、えび養殖やゴム園などの労働条件が厳しく、タイ人が好まない労働であるため、国内での労働力確保が困難となっている。このためこれらの労働が受け皿となり外国人不法労働者のプルファクター（Pull Factor）となっている。現在タイ国内にいる不法労働者は 200 万

人に達し、このうち国境を接するミャンマー、ラオス、カンボジアからの不法労働者は 120 万人とする試算がある（パンコク日本人商工会議所, 2004）。

タイでは、増え続ける不法労働者の摘発や取締りが強化される一方で、一定期間の就労を認める暫定労働許可を与える措置も始まっている。タイ政府は 2001 年から不法労働者の登録制度を開始し、その結果、568,249 人が労働許可（ワークパーミット）を受け取った。そのうちミャンマー人は 8 割以上（451,255 人）を占めている。さらに投資委員会（BOI: Board of Investment）は外国人による安い労働力を利用する政策を打ち出し企業に優遇措置を与え始め、特にミャンマー人の出稼ぎ労働者が多いことで知られるミャンマー国境ターキー県メーソット郡などへの企業誘致を奨励している。メーソットでは、食品加工工場、缶詰工場、果樹園（126 万ヘクタール）、衣料工場が 150～200 存在し、大きな衣料工場では一工場当たり 2,000～3,000 人の労働者を雇用している（Asia Pacific Forum on Women, 2001）。メーソットにおける一日のタイ人の最低賃金は 135 バーツであるが、移民の場合は 70～80 バーツである（Arnold, 2004）。ここでの労働力の中心は国境を超えてタイへ入国した賃金が安いミャンマー人であり、このようにメーソットでの仕事を求めメーソットへ入国したミャンマー人の数は約 10 万人と推定されている。メーソットの本来の人口が 3 万人であることを考えればその人数がどれだけ多いかが容易に想像できる（Yimprasert and Hveem, 2005）。

アジアにおける衣料産業の発達は、中国、ベトナム、インドネシア、カンボジア、タイで見られるがタイには 1980 年代、台湾などから安い人件費を求めて多くの衣料工場が移ってきた。そのような工場では現在でも若い女性が労働力となり、労働者の 80 パーセントは 10 代後半から 20 代半ばの女性、しかも出稼ぎ者である（Ascoli and Zeldenrust, 2003）。そしてそのような職場でも低賃金、長時間、かつ雇用者からのハラスメントや性暴力が多々報告されている。Boonmongkon et al (2003) は、若い女性による安い労働力を必要とする産業、常に仕事を求めている人口、またそれらに輪をかけるように打ち出された国境周辺での産業促進政策が、人身取引を起こす要因となっていることを指摘している。

### 5-3 ミャンマーにおけるプッシュファクター

ミャンマーでは軍事政権による強制労働、徴税、物品徴収、攻撃、強制退去、暴力、強姦が頻繁に起こっている。例えば 1996 年に行われたシャン州では、軍によるシャン族を中心とした強制退去と虐殺が行われ、30 万人が家と土地を失う事件があった。このため 1997 年から 2002 年の間に毎年 8,000～15,000 人の難民が流出し、現在でもミャンマーの少数民族を中心とする約 14 万人がタイ国境のキャンプで保護されているが、これらの迫害を阻止するための周辺国からの働きかけはほとんどない（Shan Women's Action Network, 2003）。このた

め、少数民族によるミャンマー軍事政権に対抗する武装勢力が蜂起し、国境沿いでの紛争がしばしば発生している。そのような紛争の度にタイとミャンマーの国境は封鎖されている。長期の封鎖の例としては、2002 年 5～10 月までの封鎖があるが（WHO, 2004）、この封鎖により国境を越えた経済活動も停止されるため、この 5 カ月の封鎖期間に出た損害の額はミャンマーでは 70 億バーツ（約 202 億円）、タイでは 50 億バーツ（約 144 億円）<sup>10</sup> と言われている（Panam et all 2004）。経済活動の停止により、困窮している人々はさらに貧しくなり難民や出稼ぎ者が増加する。国内の政情不安定の上に国境封鎖が拍車をかけ、第 2 のプッシュファクター（押し出す要因）となる。そして国境を越えればそのような出稼ぎ者を待っている工場群がプルファクター（引き込む要因）として存在するため、国境をはさんで二つの力が難民や出稼ぎ者を生産する相乗効果を作り出している。

国連高等弁務官事務所（UNHCR）は難民、とくに難民の女性と子どもが人身取引の危機に陥りやすい状況にあること、また人身取引の被害者は 1951 年条約と 1967 年の議定書における定義により「迫害的状況から自国政府による保護を受けることができない場合」に相当するため、被害者が難民として保護の対象となることを指摘している（UNHCR, 2005）。

しかし、実際には難民として認定されることは極めて難しく、保護のサービスもほとんど届いていないのが現状である。難民や出稼ぎ者は移住先で国籍や在留資格を持っていないため、身分が保証されていない。卒業はもとより就学機会、国内移動の資格、運転免許証、パスポート、土地所有権などを有することもできない。このため教育を受け、収入の良い仕事に就くことが困難となる。出稼ぎ先・移住先に滞在し、子どもがその国で生まれると法的には在留資格や国籍取得が可能であるが、登録の方法が数十種類もあり、明らかにされていないため、何世代にもわたり国籍のないまま生活し、常に警察や入国管理から摘発されたり、嫌がらせを受けることを恐れながら生活する状況に置かれている。（UNIAP, 2005）

難民や少数民族として隣国での生活を選んだとしても情報や現金収入が少なく、コミュニティや権威から嫌がらせを受ける劣悪な環境では安定は得られない。ユネスコは、移住先で国籍や在留・その他の資格がないことが人身取引へのリスクを高める大きな要因であるとし、少数民族や難民にとってその状況が数世代に渡って続いていることを指摘している。ユネスコは少数民族を対象とし、特にミャンマーからの少数民族の多い北タイ地域にて、タイの市民権を得るための手続きと情報の支援を行う活動を実施している（UNESCO, 2001）。また難民だけでなく、人身取引の被害者が海外で出産した子どもは、被害者の国での国籍を取得できない状況にあることから、子どもたちがどの国においても教育を受けられず、永住権を得られない状況、および差別や偏見があるため、彼らにも同様のリスクが広がっていることが指摘されている（タイ日移住ネットワーク, 2006）。

#### 5-4 社会・ジェンダー要因

D' Cunhaは、女性は家族を支えるために出稼ぎや売春が容認され、期待され、貧困地域での女性の役目として固定化し、女性を人身取引に追い込む要因となっていると指摘する（2005b）。出稼ぎには出ないとしても、食い扶持を減らすため、女子は低年齢で結婚させて外に出してしまうことも見られる（Panam, et al., 2004）。人身取引の過程で暴力を受け、賃金や食事をもらえなくても「良い娘」として出稼ぎを続け、売買春に携わったことで帰郷後も被害者は差別の中で暮らしているが（VAWCC, 2006）、コミュニティーの中での救済措置は希少である。対照的にGMS地域の多くの国では、貧しい家の男子には仏教寺院に預けるという救済措置が存在する。お寺では、住む場所と食物が与えられるので出稼ぎには出なくても済む。読み書きも教えてもらうことができる。女子にはこのようなシステムはない。

売買春をして帰ってきた女性もその「罪」を清めるため寺院へ寄付をするが、多額の寄付をしてもコミュニティーでの偏見と差別はなくならない。お金のあるうちはまだ良いが、お金がなくなると寄り付く人々もいなくなり、仕事もないため、帰国した女性たちは孤立しアルコールや心の障害、不安、悩みを抱えながら生活している。彼女たちからの寄付は寺院で生活している男子を助け寺院やコミュニティー活動を支えている。女性の売春が男子の寺院の生活や教育、コミュニティーを支えるというアンバランスな扶助関係が作り出されている。このジェンダー間の格差や役割認識の違いは人身取引の被害に女性が多く、被害者となりながら保護を受けられず、差別の対象となる背景を作り出している<sup>11</sup>。

家庭では、親の離婚、再婚、愛人問題などから子どもが十分なケアを受けられないことが問題とされている。義理の親、連れ子たちが同居する状況で男性家族に性暴力を受け、それから逃れるために家出し、または生活の支えがないために売買春に巻き込まれ、さらには国外へ人身取引されるケースが報告されている（D' Cunha, 2005a）。本文では言及しないが、海外への人身取引ではすでに国内で売買春に関わる女性が取引されるケースも報告されていることから、国内での売買春および人身取引について把握、さらに売買春への携わる女性・子どもの環境やルートを把握することは重要である。

#### 5-5 売買春と人身取引の関係

それでは性的搾取と関与する人身取引はどれくらいの規模で起こっているのだろうか。国際移住機関（IOM）はタイで出稼ぎをしている1187人のミャンマー出身者を対象にしたNGOの調査から、タイでは約157,000人が人身取引の被害者となり、そのうち68,000人が売買春目的に取引されていると推測している（IOM, 2005）。売買春を目的とした移民と性的搾取を目的にした人身取引（セックス・トラフィッキング）は定義の上でも、介入方法においても内

容が整理されておらず問題となっている。この点についてD' Cunha(2005b, 124)は以下のよう述べている。

「セックスワーク」という言葉は売春行為を自由意志で行っているという視点に立っており、自律性と自己裁量があり、かつ意識的で理性的な個人の行動、権利、そして選択の行使が可能という立場に立っている。そのためそれ自体は犯罪ではなく、他の職業と同様に労働法の適応をすべきだと説く立場に立っている。【しかしこれではそのほか強制的に行われている売買春に関しても自由意志で行っているという見方が先行する可能性があるので】「自由意志で行う売春」と「強制的に行われる売春」、そして成人が行う売春と子どもの行う売春は区別されるべきである。

「セックス・トラフィッキング」は、人権侵害だと見られてはいるものの、依然として移民の過程の一部だと見られる傾向が強く、【その原因は】制限が多く柔軟性のない民政政策が原因だとする【背景に見えない強制力があることは無視されている】と思われている。

さらに人身取引は明白な力や強制がないと人権侵害だとは認められない。このため女性が、【追い込まれるように】誘発されたことや、vulnerability(つけ込まれやすい)状況にあった、また心理的に圧力をかけられるなど、どのような文脈で女性の同意が得られたかについては、人身取引の定義からは割愛されている。（中略）

多くの場合 “Migration for sex work(セックスワークをするための出稼ぎ)” と “sex trafficking (性的搾取のための人身取引)” は混用されている。したがって、性的搾取のための人身取引が軽視され、売買春と人身取引のつながりを断絶してしまっている。そして多くの女性たちは生活のために売春することを余儀なくされている【状況にある】ことが無視されている。（筆者による補足、下線と和訳）

D' Cunhaは上記の売買春に携わっている女性と子どもたちの多くは生き延びるための手段として売春することを選びその延長として性的搾取のために人身取引されていることから、その選択は主体的な選択ではないことを指摘し、また売買春の過程で強姦、薬物の投与や暴力や変態行為、無報酬や低賃金の労働をさせられている点からも、売買春が人身取引の定義と合致すると述べている。または「男性はコントロールできない性欲を持ち、その性欲を満たすために売春婦が存在し、その売春婦を供給しつづける必要がある」という認識が容認され助長されていることが問題であり、その需要を減らす対策が必要だと説いている（D' Cunha 2005b）。現在、性的搾取のための人身取引については、その形態が人身取引の形態として強調されたため、そのほかの形態の人身取引被害に目が向かなくなっていると非難する声もあるが、D' Cunha

の指摘はそのような声の中で無視されがちな被害認定の部分で、被害者が売買春の環境に追い込まれた環境的要因、ジェンダー格差による要因などを見る視点が欠けていることを指摘し、さらに男性側の需要削減の必要性を指摘する重要なものである。

### 5-6 法執行制度の脆弱性

法執行では各国において人身取引に関する犯罪の定義が整理されていないため、被害者の取り扱いと犯罪に関する正確な情報の入手が困難になっており、被害者は警察から正当な扱いや保護がなされていない（日本弁護士会, 2005）。被害者は国内移動または国境を越えて移動することに最初は同意している場合があり、不法入国罪に問われることがあるが、最終的には搾取に遭い、人身取引の被害者と認定されるべきところを、多くの被害者が不法出入国の罪で罰せられたり、人身取引の被害者として適切な保護を受けていない状態となっている（在日アメリカ大使館, 2004）。被害を犯罪者として扱わない場合には、被害者から被害の状況に関する詳細な情報が必要となり、そのような情報を確認する作業も困難であるが、被害者は薬物などで意識のない状態で移動させられている場合や、幼いため認識力が明確でないなど、多大な暴力を受けたため意識的に思い出したくないなど、詳細な被害の記録を取れないことが障害となっている。このような状況を改善するため近年では、被害者の同意の有無を犯罪の立証に問わないようにする動きもできている（国立女性教育会館, 2006）。被害の認定を迅速に行い、より多くの被害者を保護するためには、今後このような動きを拡大させる必要がある。

GMSにおいては、人身取引の仲介者が地域の有力者や警察、または政治関係者であることが多い、各国では人身取引禁止法が整備されていない、または成立過程にあるため、加害者にとっては訴えられること、ましてや罰せられることは稀である。被害者は加害者からの報復を恐れ、ほとんど通報しないため、加害者は犯罪を犯しやすく非常に有利な状況となっている（Iselin, 2003）。現在、人身取引の大半は被害者の通報に頼っているため、通報率が低いことは加害者が司法システムの網にかからないことになる（国立女性教育会館, 2006）。このような状況への対策としてカンボジア警察は、国民へ人身取引の通報を促すキャンペーンを行った。これにより1995～1999年までの間に保護された人身取引・性的搾取の被害者は379件であったが、キャンペーンの行われた2000年10月から2005年7月までには2,728人の人身取引・性的搾取の被害者が警察により保護され、キャンペーン以前より7倍以上の増加となり、住民へ通報を促し、法執行制度を強化したことがより多くの被害者の保護において効果を発揮した成功例と言える（UNICEF, 2006）。同様に、GMS地域には警察官、司法執行、国境警備関係者を対象にした研修が行われ始め今後このような動きはさらに広がっていくと思われる。

### 6 GMSにおける政府、NGO、国際機関の取り組み

GMSでは、1990年代初めから人身取引の問題が指摘され、2000年前後から人身取引の広域及び、国レベルのプロジェクトが国際機関や二国間援助機関、NGOにより実施されている。これらの動きから、地域において最大の人身取引の受入国になっているタイでは近年、政府によりカンボジア、ラオスとそれぞれ協定書（MOU）を結び、人身取引被害者の送還、連携などに関する取り決めを設定した。このような二カ国間合意が交わされたこと、人身取引への取り組みの必要性が各国で認識され始めたことから、さらに地域的な動きを包括する連携の枠組みとして2004年にはGMS6カ国が大臣級の合意を締結し、地域的に人身取引の撲滅に協力を開始するという進展（Coordinated Mekong Ministerial Initiatives against Trafficking）が見られている（UNIAP, 2004）。

その他、地域的な協力の枠組み作りとしては1999年バンコク宣言（IMPP, 1999）、2000年マニラで行われたAsian Regional Initiative Against Trafficking（ARIAT, 2000）、2001年12月横浜の第2回子どもの商業的搾取に反対する世界会議、2002年4月「アジアとヨーロッパ間の移民の流れマネージメントに関する閣僚会議」（ASEM, 2002）、2002年と2003年に行われたバリ・プロセス「不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対する地域協力の枠組み」（外務省, 2005）が発表され、さらに2004年インドネシア、メダンで採択されたメダン宣言（Asia ACTs, 2004）により人身取引を撲滅するための取り組みや連携が参加国により合意されている。

これに対し日本では、人身取引受入国としての取り組みの遅れが批判されていたが、2004年4月「人身取引対策関係省庁連絡会議」を設置し関係省庁における情報共有、人身取引被害者の保護に関して関係機関と連携協力を開始した。国際的にはODA援助や人間の安全保障基金における支援協力が開始され（内閣官房, 2004）、2006年5月にはタイと日本の間で人身取引の捜査や被害者保護を強化する「日タイ共同タスクフォース」が設置されている（Polaris, 2006）。人身取引は国境を超えた犯罪であるので、このような動きを一過性のものにしないためにも、今後日本をはじめ、各国のさらなる連携が重要となる。

### 7 今後の課題

人身取引を根絶するためには、送出国における経済社会的な地域開発や認識の強化を進め、人身取引に対する啓蒙普及活動やシェルターを始めとする政府のさまざまな取組み、法整備、警察への訓練、NGOとのネットワークの強化など、総合的な支援と連携が必要である。以下は本文において述べられた様々な活動、地域協定、被害者インタビューから今後必要とされる活動課題をリスト化したものである。

## 1. 国境を越えた協力

- ・ 二国間協定（MOU）の締結の推進
- ・ 各種のガイドライン、研修マニュアルなどの共有
- ・ グッドプラクティスなどの情報共有
- ・ 共通のデータベースの構築

## 2. 政策レベルの対応

- ・ 政策レベルでの政府の対応の強化、体制の整備
- ・ 加害者の取り締まり及び処罰の強化
- ・ 被害者支援のための法律整備、売買春被害者の法的保護強化
- ・ 司法改革や法執行能力の向上、司法関係者の研修
- ・ 情報・統計の整備（被害件数の把握、被害のインディケーターの改善など）
- ・ 出稼ぎ者・移民の保護、権利・生活の保障
- ・ 外国人労働者の実態把握調査
- ・ 少数民族などの権利保障対策（ID、滞在許可証の発行など）
- ・ 海外における出稼ぎ労働者の保護・支援の強化

## 3. コミュニティーレベルでの対応

- ・ 被害者社会復帰の支援、シェルターの増設及びサービスの質・量の向上
- ・ 既存のコミュニティー開発、教育や保健プログラムへの人身取引対策の統合
- ・ リスクグループの収入向上・支出削減への支援
- ・ 人身取引関連で活動しているNGOへの支援強化
- ・ 被害者差別の撤廃やジェンダー意識改革
- ・ 少数民族や外国人労働者への差別・搾取禁止キャンペーン
- ・ 外国人労働者受け入れ（工場、農場の経営者など）の理解促進

人身取引は国の経済成長や成熟とともに一定のサイクルを経て貧困の国へと移っていくため、一つの地域で減少したとしても、次々と対象国や地域を変えて拡大し、法執行制度の弱い地域、貧困層を狙い発生する。例えばタイでは、1980年代後半ころに被害が集中していたが、その被害はタイ人ではなくタイにおける少数民族へ対象が移り、地域的にもカンボジア、ラオス、ミャンマーなどの国境や周辺地域へ移り、現在ではタイが人身取引の受入国となっている。

これらの動きと被害が被害を生む悪循環のサイクルを捉え、法的枠組みが整っていない国や地域での啓蒙活動が必要とされる。

被害者への差別は厳しく被害者の社会復帰は困難であり若年層に被害を拡散させている状況があるが、被害者へのサポートは遅れを取っている。今後、被害者からの情報収集と被害者を囲む犯罪ネットワークの把握を強化し、被害者が人身取引に巻き込まれる環境的、社会的、さらにジェンダーにおける要因を詳細に捉えることにより、地域の共通課題として、ASEANや地域協定のような地域的枠組みの場においても早急に対応策を講じていくことが必要とされている。

### 註

\* この論文は国際協力機構（JICA）アジア地域支援事務所（タイ）においてまとめられた「地域共通の開発課題への対応 ASEAN 地域における人身取引対策：大メコン川流域地域（GMS）を中心として」2006年4月（田中由美子シニア・リージョナル・アドバイザー、高松郷子在外専門調整員作成）から内容を編集・追加したものである。

<sup>1</sup> 「国際組織犯罪条約を補足する人、とくに女性および子どもの不正取引の防止、禁止および処罰のための議定書」（国際組織犯罪補足議定書）和訳：平野裕二

<http://homepage2.nifty.com/childrights/international/trafficking/definition.htm>

「搾取を目的として人を徴集、輸送、移動、隠匿または受領することであって、脅迫または暴力の使用もしくはその他の形態の威迫の使用、誘拐、詐欺、欺罔、権力の濫用もしくは権利侵害を受けやすい立場の利用、または他人を管理支配する立場にある者の同意を得ることを目的とした金銭もしくは利益の授受によるものを意味する。搾取には、少なくとも、他人の売春の搾取その他の形態の性的搾取、強制労働もしくは強制的役務、奴隸制もしくは奴隸制類似の慣行、隸属または臓器摘出が含まれる。」（2000年採択、2003年発行、日本2002年署名）。

<sup>2</sup> UNDOC 2006 12月現在のデータによる。その他日本は2002年に署名している。

<sup>3</sup> 著者による被害者インタビューから（2004年12月、2005年1月）。家にいてもやることがない、お金も食べ物もないので出稼ぎに行けと親や兄弟からプレッシャーがかけられている。同年代の知り合いもそうしてお金を稼いだというので、自分も少しはお金が稼げるのではないかと思い仕事の話に乗っていくなど、女性・女子には教育が低く、文字も多くは読めないためこのような話に騙されやすい。

<sup>4</sup> PTSDの症状例はショック、怒り、否定、不信、罪悪感、否定的な自己イメージ・自尊心の低下、敵対心、責め、体重減少、食欲低下、無力感、依存、社会や人生へのゆがんだ見方などである（Mawby & Walklate, 1994）。

<sup>5</sup> ASEAN (2005)、識字率と第5学年就学率は UNDP(2005)

<sup>6</sup> ILO Minimum Wages Database（ドル換算は2006年2月22日のレート）

<sup>7</sup> "A Project Overview in Yunnan Province, China, ILO-IPEC Mekong Sub-Regional Project to Combat Trafficking in Children and Women" より抜粋（データは2002年）

<sup>8</sup> 中国雲南省電子政務

<http://www.yNGOV.cn/yunnan/china/73466068433108992/20050725/511053.html>

<sup>9</sup> 中等教育就学率

<sup>10</sup> 2002 年 10 月におけるバーツ換算レートによる 1 Baht は約 2.89 円

<http://www.bbl.co.th/Bangkok+Bank/Web+Services/Rates/FX+Rates.htm>

<sup>11</sup> チェンマイ大学ノンフォーマル教育学科ドゥーシット教授への筆者によるインタビューから（2005 年 12 月）。

#### 参考文献<和文>

外務省「パリ・プロセス作業部会の開催について」（2005）平成 17 年 6 月 23 日 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls\\_0623b.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0623b.html)

国立女性教育会館（2005）「アジア・太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献－女性のエンパワーメントの視点から－」大沢真理座長 2005-2006 年科研費調査研究

国立女性教育会館（2006）「人身取引問題に関する国際シンポジウム 人身取引の根絶に向けて」報告書 2006 年 2 月 25 日

国立国会図書館（2005 年 6 月 21 日）「日本における人身取引対策の現状と課題」 調査と情報報第 485 号 [www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0485.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0485.pdf)

国際建設技術協会（2004 年 11 月）「メコン地域のインフラ分野における今後の支援のあり方（提言）」 [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/inter/kokusai/mekon/pdf/meckong\\_j.pdf](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/inter/kokusai/mekon/pdf/meckong_j.pdf)

在京米国大使館（2004）「人身売買報告書（抜粋）」<http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20041019-50.html>

女性の人権カマラード（1998）『タイからのたよりスナック「ママ」殺人事件のその後』現代書館

人身売買禁止ネットワーク JNATIP（Japan Network Against Trafficking in Persons）日本政府「人身取引対策行動計画」（2004 年 12 月 7 日）のうち、「III-4. 人身取引被害者の保護」に関する分析と課題（2005 年 6 月 20 日）<http://www.jnatip.org/bunseki.html>

タイ日移住ネットワーク SEPOM（2006）活動説明パンフレット

内閣官房 人身取引対策行動計画（2004）平成 16 年 1 月 7 日 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/041207keikaku.html>

中川かおり（2004 年 5 月）「人身取引に関する国際条約と我が国の法制の現状（総論）」外国の立法 220

日本弁護士会両性の平等に関する委員会（2005）「人身売買受入大国ニッポンの責任」～被害者保護支援の施設と被害者保護～日本弁護士会両性の平等に関する委員会シンポジウム基調報告書 2005 年 3 月 19 日

バンコク日本人商工会議所（2004）「タイ国経済概況 2004/2005 年版」

Fuji Sankei Business（2006 年 12 月 21 日）「第 2 メコン国際橋が完成 東西回廊結ぶ 通関など課題」<http://www.business-i.jp/news/world-page/news/200612210033a.nwc>

Polaris Project, (2006) トライフィッキング（人身売買）に立ち向かう [http://www.polarisproject.jp/polarisproject.jp/trafficking\\_p3/traffmovt.htm](http://www.polarisproject.jp/polarisproject.jp/trafficking_p3/traffmovt.htm)

#### 参考文献<英文>

Arnold, D. (2004, September). *Situation of Burmese Migrant Workers in Mae Sot, Working Papers Series No. 71*, City University of Hong Kong

Ascoli, N. and Zeldenrust, I. (2003, December) *East and Southeast Asia Regional Labor Research Report*

Asia Against Child Trafficking (Asia ACTs) (2004) *Medan Declaration To Combat Trafficking Of Children For Sexual Purposes In Southeast Asia*

Asia Europe Meeting (ASEM) (2002) *Ministerial Conference on Cooperation for the Management of Migratory Flows between Europe and Asia* [http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/asem/min\\_other\\_meeting/mig.htm](http://europa.eu.int/comm/external_relations/asem/min_other_meeting/mig.htm)

Asian Regional Initiative Against Trafficking (ARIAT) (2000, March) *Regional Action Plan Against Trafficking In Persons, Especially Women And Children*, 29 - 31 March 2000, Manila, Philippines

Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) (2005) *Statistical Yearbook*

Bangkok Post (2006) *Righting Wrongs - Despite having terminal cancer, Urairat Soimee is devoting the last days of her life to preventing Other women from being forced into prostitution, Outlook*, (Monday February 13, 2006), Bangkok, Thailand.

Boonmongkon, P., Guest, P., Marddert, A., and Sanders, S. (2003) *From Trafficking to Sex Work: Burmese Migrants in Thailand, Living on the Edge Cross Border Mobility and Sexual Exploitation in the Greater Southeast Asia Sub-Region*, Center for Population Studies Gadjah Mada University

Caouette, T. M. (1998) *Needs Assessment on Cross-border Trafficking in Women and Children – the Mekong Sub-region- Prepared for the UN Working Group on Trafficking in the Mekong Sub-region*, Bangkok

Caouette, T. M. (2001) *Small dreams beyond reach the Lives of Migrant Children and Youth along the Borders of China, Myanmar, and Thailand*, A Participation Action Research (PAR) Project of Save the Children (UK)

Chaturvedi, S. (1998, November) *The Youth Career Development Programme, Making a Difference to Children and Youth in Thailand at Risk of Exploitation*, UNICEF Office for Thailand, Bangkok, Thailand

D' Cunha, J. (2005 a) *Claim & Celebrate Women Migrants' Human Rights through CEDAW, the Case of Women Migrant Workers*, A UNIFEM Briefing Paper

D' Cunha, J. (2005 b) *Thailand Trafficking and Prostitution from Gender and Human Rights Perspective, the Thai Experience, A Comparative Study of Women Trafficked in the Migration Process, Patterns, Profiles and Health Consequences of Sexual Exploitation in Five Countries (Indonesia, the Philippines, Thailand, Venezuela and the United States)* pp 124-160

Global Alliance Against Trafficking in Women (GAATW). (2000). *Human Rights and Trafficking in Persons: A Handbook*

- Huguet, J. W. and Punpuing, S. (2005) *International Migration in Thailand, International Office for Migration*, Regional Office Bangkok, Thailand
- International Migration Policy Programme (IMPP). (1999). *The Way Forward, The International Migration Policy and Law Courses For Asia And The Pacific*, 22-27 November, Summary Report, Bangkok, Thailand
- Iselin, B. (2003) *The Mekong Experience: Legal and Law Enforcement Responses, Trafficking in Persons: Theory and Practice in Regional and International Cooperation*, 19-21 November 2003-11-12 Bogotá, D.C., Colombia
- Legal Support and Children and Women (LSCW), (2005, January) *Gender Analysis of the Patterns of Human Trafficking into and through Koh Kong Province*
- Mawby, R.I. and Walklate, S. (1994) *Critical Victimology International Perspective*, Sage Publications, London, UK
- National Federation of Women' s Institutes, (2004, November) *Response to the Home Office Consultation: Paying the Price* <http://www.womens-institute.co.uk/campaigns/paytheprice.shtml>
- Nguyen, A.D. (2003) *Cross-Border Migration and Sexuality in Vietnam: Reality and Policy Responses, Living on the Edge Cross Border Mobility and Sexual Exploitation in the Greater Southeast Asia Sub-Region*, Center for Population Studies Gadjah Mada University
- Nguyen, A.D., (2005) *Internal Migration: Opportunities and Challenges for the Renovations and Development in Viet Nam*, Social Development Programme Viet Nam-Asia Pacific Economic Centre, Hanoi, Viet Nam
- Panam, A., Caouette, T., Mar, K., Zaw, K., Punpuing, S. (2004, July). *Thai Migrant Policy and Problems, Migrant Domestic Workers: From Burma to Thailand*, Institute of Population and Social Research, Bangkok, Thailand
- Robertson, P. S. Jr., (2004, July) *Piercing through the Gloom: the Nexus of Migrant Networks, Empowerment and National Treatment to Combat Human Trafficking, former Program Manager, United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-region (UNIAP)*, UNIAP-UNESCO-UNDP Parallel Conference on Trafficking, Migration, Minorities and HIV/AIDS, UNESCO, Bangkok, Thailand
- Royal Thai Government, (2001, December) *The Result of Registration of Alien Workers*, <http://www.apwld.org/public/pub0105.htm>
- Shan Women' s Action Network. (2003, September) *Shan Refugees: Dispelling the Myths*.
- Sovankiry, K., Savan, L., and Naroeun, T. (2003) *The Trafficking of Cambodian Women and Children, Living on the Edge Cross Border Mobility and Sexual Exploitation in the Greater Southeast Asia Sub-Region*, Center for Population Studies Gadjah Mada University
- United Nations (UN) (2004) *Thailand Country Paper, Senior Officials Meeting 1*, July 28-30 2004, Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking (COMMIT), Bangkok, Thailand
- United Nations Development Programme (UNDP) (2005) *Human and income poverty: developing countries, Human Development Report*
- UNESCAP, UNIAP, UNICEF. (2001) *ASIA-PACIFIC ANSWERS: Good practices in combating commercial sexual exploitation of children and youth*
- United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) (2001) *GIS-Linked Social Sentinel Surveillance Project* <http://www.unescobkk.org/index.php?id=1820>
- United Nations Children' s Fund (UNICEF) (2006) *Law Enforcement against Sexual Exploitation and Trafficking of Children and Women, (LEASETC) activity summary*, Phnom Penh, Cambodia
- United Nations Children' s Fund (UNICEF) (2003, April) *Towards a region fit for children: an atlas for the 6th East Asia and Pacific Ministerial Consultation*, Bali, Indonesia
- United Nations Development Fund for Women (UNIFEM) (2004) *Gendered Vulnerabilities, Discrimination and Abuse throughout the Migration*, A Briefing Kit, UNIFEM Regional Programme on Empowering Women Migrant Workers in Asia, Bangkok, Thailand
- United Nations Development Fund for Women (UNIFEM) East and South East Asia Regional Office and United Nations Inter Agency Project on Human Trafficking in the Mekong Sub-region (UNIAP), (2001) *Trafficking in Persons A Gender and Rights Perspective*, Bangkok, Thailand
- United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) (2005) *Activities of the UNHCR in the Area of International Migration and Development, Fourth Coordination Meeting On International Migration*, 13 October 2005
- United Nations Inter Agency Project on Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-Region (UNIAP), (2005) *Overview of trafficking, Partnership against trafficking*, Bangkok, Thailand [http://www.no-traffickingorg/content/Country\\_Pages\\_China/overview\\_china.htm](http://www.no-traffickingorg/content/Country_Pages_China/overview_china.htm)
- United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking in the Mekong Sub region (UNIAP), (2004) *Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking in the Greater Mekong Sub-region: Senior Officials and Ministerial Meetings (Proceedings)*, 27-29 October 2004, Yangon, Myanmar
- USA Human Trafficking Map (2005) <http://www.2500aday.com/traffic/zusamap.html>
- U.S. Department of State, (2002-2005) "Trafficking in Persons Report"
- Violence Against Women and Children in Cambodia (VAWCC). (2006, January) *Sex Work on the Street: Living with Violence*, Phnom Penh, Cambodia.

World Health Organization (WHO) (2004, July) *Emergency Response and Preparedness Country Emergency Situational Profiles: Thailand – July 2004*"  
 Yimprasert, J. and Hveem, P. (2005, January) *Part II, the Exploitation of Burmese Migrant Workers in Mae Sot, Thailand, The Race to the Bottom, Exploitation of Workers in the Global Garment Industry*, Norwegian Church Aid, Occasional Paper Series

## Human Trafficking in the Greater Mekong Subregion Kuniko TAKAMATSU

The US Department of State estimates that every year, across international borders, over 700,000 people become victims of human trafficking, the modern form of slavery. An exacerbating number of human trafficking cases occur in the Greater Mekong Subregion (GMS), which consists of Cambodia, Lao PDR, Myanmar, Thailand, the Yunnan province of China, and Viet Nam. Economic globalization has widened the disparities among nations as well as between urban and rural areas in the GMS countries, operating as a push factor for internal and cross-border migrants. At the same time, recurrent persecution and violence against ethnic minorities serve as an additional push factor for a large number of internal and cross-border refugees. Denied access to opportunities, refugees, migrant workers and their children face an aggravated cycle of poverty - they remain poor or become even poorer - and they become increasingly vulnerable to crimes and human trafficking. Moreover, around the national border areas of the GMS countries, industrialized zones are created by government policies encouraging industries to establish factories with reduced tax rates; a pull factor drawing internal and cross-border migrants for unskilled labor.

Boy children in poor families can be adopted by Buddhist temples in the community and given food, shelter and opportunities for study. As for girl children in poor families, if they are not sold into the sex industry, they are given away for marriage at an early age and/or they must voluntarily or involuntarily migrate for cash work. They are "expected" to work to support their families, often bearing conditions that involve violence, rape, trafficking and/or prostitution, and yet to keep sending money home as their duty. The tolerance towards women' s rights violations and the strong expectations on women to support their families are extreme forms of gender discrimination and a major risk factor for women becoming victims of human trafficking.

D' Cunha (2005,124) points out that the idea of "sex work" conceptualizes prostitution as work that provides autonomy, self-determination and a conscious choice, building on the distinctions between free and forced prostitution, as well as between adult and child prostitution. Sex trafficking is defined as a human rights violation, only in so far as palpable force and coercion are used in the course of movement, and within

the institution into which women are trafficked. In this view, the context of consent, including inducement, vulnerability, and other more subtle pressures, has been excluded from the definition of trafficking.

In the GMS, there has been a remarkable number of regional cooperation frameworks, statements, adaptation, and dialogue by governments as well as international and non-governmental organizations to take action against human trafficking. However, reducing the number of human trafficking cases in one region or one village does not eliminate the problem. Human trafficking continues to move to countries and regions with weak law enforcement systems and where vulnerability exists. In order to stamp out the problem at its roots, it is crucial to further strengthen the regional cooperation framework and increase efforts to provide more support and protection for victims, gather information on the criminal networks, and to implement integrated policies that fully take into account social, economical, political and gender-related factors in the environments where human trafficking cases occur.